

「自賠責保険インターネット通信販売の取扱いに関する覚書」について

通販覚書条文	覚書条文の趣旨	自賠責委託契約書関連条文	通販覚書と自賠責委託契約書の関係
<p>保険株式会社（以下「甲」という。）と 代理店（以下「乙」という。）とは、乙が自らのインターネットのホームページを利用して電子的に自動車損害賠償責任保険契約（以下「インターネットによる通信販売」という。）を行うことに関し、下記について約諾のうえ、この覚書を取り交わす。</p>	<p>●代理店がインターネット通販を行う場合の保険会社と当該代理店の間での約諾をこの覚書で交わすことを規定したものを。</p>	<p>（委託業務） 第1条 代理店は、責任保険につき、会社を代理して次の業務（以下「委託業務」という。）を行う。 <u>（1）責任保険契約の締結</u> （2）保険料の領収 （3）責任保険証明書の交付ならびに保険料領収証の交付 （4）その他責任保険契約の募集に必要な事項で会社が特に指示した業務</p>	<p>●インターネット通販そのものは、自賠責委託契約書（以下「原契約書」）第1条第1項の委託業務の一つである「責任保険契約の締結」の一手法に過ぎないため、自賠責保険契約の締結をインターネット通販で実施することに係る規定は、原契約書の変更・補充には当たらない。</p>
<p>第1条 乙は、インターネットによる通信販売を行おうとするときは、その内容および方法等について予め甲の承認を得なければならない。</p> <p>2 乙がインターネットによる通信販売を開始した後に、その内容の変更等を行うときも同様とする。</p>	<p>●インターネット通販開始・変更に際してその内容・方法等について、代理店が保険会社の事前承認を得なければならないとした。</p>	<p>（委託業務） 第1条 代理店は、責任保険につき、会社を代理して次の業務（以下「委託業務」という。）を行う。 （1）責任保険契約の締結 （2）保険料の領収 （3）責任保険証明書の交付ならびに保険料領収証の交付 （4）その他責任保険契約の募集に必要な事項で会社が特に指示した業務 2 代理店は、委託業務を自立して行うとともに、自動車保険料率算定会または会社が定める諸規定、責任保険普通保険約款、料率、条件等を遵守する。 <u>3 代理店は、第1項の委託業務に関して会社から特に指示がある場合には、それに従わなければならない。</u></p>	<p>●覚書第1条は、原契約書第1条第3項の「第1項の委託業務に会社から特に指示がある場合」の指示の具体的内容である。従って、原契約書の変更・補充に該当しない。</p>

<p>第2条 乙は、甲の指示に基づき、保険契約者に対して、以下の書面等を確実に迅速に保険契約者の住所あてに送付しなければならない。</p> <p>(1) 自動車損害賠償責任保険証明書（以下「証明書」という。）</p> <p>(2) 保険料領収証</p> <p>(3) 保険標章</p> <p>(4) インターネットによる保険契約の申込に係る保険料支払に関する特約（以下「特約」という。）条項</p> <p>(5) その他甲が乙に指示した書面等</p> <p>2 前項第1号の証明書には、甲の指示に基づき、その保険料収納済印欄に特約の付帯がある旨を記載しなければならない。</p>	<p>●インターネット通販の場合、契約者との対面募集ではないため、募集に際して、証明書、保険料領収書、保険標章、特約条項の契約者あて交付は必然的に「送付」とならざるを得ないため、そのことを規定した。</p> <p>●第2項は、不当な解約等に対処するため、クレジットカードによる領収であることを明確に区分させることを目的として、証明書への特約の付帯がある旨を記載させることを指示したものである。</p>	<p>(委託業務)</p> <p>第1条 代理店は、責任保険につき、会社を代理して次の業務（以下「委託業務」という。）を行う。</p> <p>(1) 責任保険契約の締結</p> <p>(2) 保険料の領収</p> <p>(3) 責任保険証明書の交付ならびに保険料領収証の交付</p> <p>(4) <u>その他責任保険契約の募集に必要な事項で会社が特に指示した業務</u></p> <p>2 代理店は、委託業務を自立して行うとともに、自動車保険料率算定会または会社が定める諸規定、責任保険普通保険約款、料率、条件等を遵守する。</p> <p>3 代理店は、第1項の委託業務に関して会社から特に指示がある場合には、それに従わなければならない。</p> <p>(保険標章の交付)</p> <p>第4条 代理店は、<u>検査対象外軽自動車、原動機付自転車または締約国登録自動車の責任保険の契約締結の際、保障法第9条の2に基づき保険期間の末日の属する年月を表示した保険標章を契約者に交付しなければならない。</u></p> <p>2 代理店は、会社の指定する保険標章交付台帳等交付業務に関する帳簿に受付日毎に記入しておくものとする。</p> <p>3 代理店は、会社に毎月の交付状況を遅滞なく報告する。</p>	<p>●覚書第2条第1項は、原契約書で委託されている「交付」（原契約書第1条第1項第3、4号、同第4条第1項）の具体的手法（手交ではなく送付）を規定したものである。従って、原契約書の変更・補充に該当しない。</p> <p>●覚書第2条第2項の内容（証明書にインターネット通販の保険料支払特約の付帯である旨を記載する）は、原契約書第1条第1項第4項の「その他責任保険契約の募集に必要な事項で会社が特に指示した業務」を具体的に示したものである。従って、原契約書の変更・補充には該当しない。</p>
--	--	---	--

<p>第3条 インターネットによる通信販売により締結した責任保険契約に係る保険料（以下「インターネット通信販売保険料」という。）の支払については、特約の付帯に基づき、クレジットカードを使用した支払に限定されるため、自動車損害賠償責任保険代理店委託契約書（以下「委託契約書」という。）第1条第1項第2号の規定にかかわらず、責任保険契約の申込と同時に、甲が、クレジットカード会社へ当該クレジットカードが有効であることおよび利用限度額内であること等の確認を行い、クレジットカード会社から保険料全額について信用販売の承認を取得する手続き（以下「オーソリゼーション」という。）を完了したことをもって、保険料を領収したものとみなす。</p>	<p>●委託契約書第1条第1項（2）で、委託業務として、「保険料領収」があるが、インターネット通販の場合は、クレジットカードによる領収に限定され、その保険料相当額はクレジット会社から保険会社に支払われるため、実際の保険料領収行為は発生しないが、代理店においては、保険会社がオーソリゼーションを完了した時点で、保険料を領収したものとみなすことを指示したものである。</p>	<p>（委託業務） 第1条 代理店は、責任保険につき、会社を代理して次の業務（以下「委託業務」という。）を行う。 （1）責任保険契約の締結 （2）<u>保険料の領収</u> （3）責任保険証明書の交付ならびに保険料領収証の交付 （4）その他責任保険契約の募集に必要な事項で会社が特に指示した業務 2 代理店は、委託業務を自立して行うとともに、自動車保険料率算定会または会社が定める諸規定、責任保険普通保険約款、料率、条件等を遵守する。</p>	<p>●覚書第3条第1項は、インターネット通販においては代理店が実際に「保険料の領収」を行うことはないため、どの行為を以って原契約書第1条第1項第2号に掲げられた委託業務である「保険料の領収」と看做すかを規定したものである。 規定の趣旨は文言の読み替えであるものの、覚書第3条第1項により、インターネット通販では原契約書第1条第1項第2号に掲げられた委託業務である「保険料の領収」を代理店は行う必要がないとされた、すなわち委託業務が変更されたものと読むことができる。 しかしながら、これは「保険募集の業務」に係る委託される業務の本質に関わるものを変更したのではないことから、「重要な事項」の変更・補充には該当しない。</p>
---	---	---	--

<p>2 前項の規定により保険料を領収したものとみなす場合には、委託契約書第3条第1項ただし書き第1号および同条第2項の規定は適用しない。</p>	<p>●委託契約書第3条第1項ただし書きの(1)と第2項の規定は、実際の保険料領収行為は発生しないことから、適用しないことを指示したものである。</p>	<p>3 代理店は、第1項の委託業務に関して会社から特に指示がある場合には、それに従わなければならない。</p> <p>(<u>保険契約の締結</u>) 第3条 代理店は、責任保険の契約の申し込みを受けたときは、会社の代理人として保険契約を締結しなければならない。ただし、下記各号の場合には、<u>保険契約を締結してはならない。</u></p> <p>(1) 保険料の全額の支払いがないとき。 (2) 保障法第20条各号の事項について不実のことを告げたことが明らかであるとき。</p> <p><u>2 代理店は、責任保険契約を締結したときは、責任保険証明書の用紙に所定事項を記入し、領収した保険料より第6条に定められた代理店手数料を差し引いた正味保険料をただちに会社または会社の指定する金融機関に払い込み、その領収印を受けた責任保険証明書ならびに保険料領収証を保険契約者に交付しなければならない。</u></p> <p>3 代理店は、責任保険契約を締結したときは、会社の定めるところに従いその都度ただちに申込書を会社に送付する。</p>	<p>●原契約書第3条第2項では、代理店に対して自賠責保険の締結時に、①自賠責保険証明書用紙に所定事項を記入すること、②領収した保険料から代理店手数料を差し引いて保険会社へ払い込むこと、③自賠責保険証明書・保険料領収証を契約者に交付すること、が求められているが、覚書第3条第2項では、インターネット通販においてこれらの実施を求めないこととしている。なお、覚書第2条で各種書類は代理店が契約者の住所に送付することとされているが、いずれにしても②領収した保険料から代理店手数料を差し引いて会社等へ払い込むことは求められていない。これにより、委託業務が変更されたものと読むことができる。</p> <p>しかしながら、これは「保険募集の業務」に係る委託される業務の本質に関わるものを変更したものであることから、「重要な事項」の変更・補充には該当しない。</p>
<p>第4条 インターネット通信販売保険料については、甲が、オーソリゼーションを完了したときをもって、自動車損害賠償責任保険代理店委託契約に関する特約書（以下「特約書」という。）第1条第2項に定める保険契約者から保険料を收受</p>	<p>●インターネット通販の場合、クレジットカードによる領収に限定され、その保険料相当額はクレジット会社から保険会社に支払われ、実際の保険料領収行為は発生しないため、特約書における保険料の收受を、オーソリゼーションを完了</p>	<p>(<u>保険契約の締結</u>) 第3条 代理店は、責任保険の契約の申し込みを受けたときは、会社の代理人として保険契約を締結しなければならない。ただし、下記各号の場合には、<u>保険契約を締結してはならない。</u></p>	<p>●覚書第4条第1項は、インターネット通販においては代理店が契約者から実際に「保険料の收受」を行うことはないため、どの行為を以って原契約（特約書第1条第2項）に掲げる「保険料の收受」と看做すかを規定したものである。すな</p>

<p>したときとみなす。</p> <p>2 前項の規定により保険料を収受したとみなす場合には、甲の指示に基づき、乙は、特約書第1条第2項に定める保険料収納済印の押捺を行うことができる。</p> <p>3 インターネットによる通信販売により締結した責任保険契約については、特約書第6条第1項に定める甲に対する保険料の送金を要しない。</p>	<p>したときをもって。保険契約者から保険料を収受したときとみなすこととした。</p> <p>●実際の保険料収受行為は発生しないが、1項で「保険料の収受」とみなす場合にも保険料収納済印の押捺を行うことができることとした。</p> <p>●保険料相当額はクレジット会社から保険会社に支払われ、実際の保険料領収行為は発生しないため、代理店の保険料の会社への送金を不要とした。</p>	<p>(1) 保険料の全額の支払いがないとき。 (2) 保障法第20条各号の事項について不実のことを告げたことが明らかであるとき。</p> <p>2 代理店は、責任保険契約を締結したときは、責任保険証明書の用紙に所定事項を記入し、領収した保険料より第6条に定められた代理店手数料を差し引いた正味保険料をただちに会社または会社の指定する金融機関に払い込み、その領収印を受けた責任保険証明書ならびに保険料領収証を保険契約者に交付しなければならない。</p> <p>3 代理店は、責任保険契約を締結したときは、会社の定めるところに従いその都度ただちに申込書を会社に送付する。</p> <p>【自賠償委託契約に関する特約書】 (特約代理店の業務)</p> <p>第1条 特約代理店とは、本特約書を取り交わした代理店をいう。</p> <p>2 代理店は、本特約書の規定により、<u>自動車損害賠償責任保険（以下「責任保険」という。）契約を締結し、保険契約者から保険料を収受したときは、責任保険契約申込書および責任保険証明書等の用紙綴（以下「用紙綴」という。）の各用紙に所定の事項を記入のうえ、自ら所定欄に「自動車損害賠償責任保険料収納済」の印章（以下「保険料収納済印」という。）を押捺し、責任保険証明書および責任保険料領収証を保険契約者に交付する。</u></p>	<p>わち、インターネット通販における「保険料の収受」に相当する行為を具体的に規定しているに過ぎない。従って、原契約書の変更・補充には該当しない。</p> <p>●覚書第4条第2項は、前項によりインターネット通販で「保険料の収受」の看做しに該当する場合の規定の調整である。従って、原契約書の変更・補充には該当しない。</p> <p>●原契約書に係る特約書第6条において、代理店は自賠償保険契約の締結時に遅滞なく保険料を保険会社に送金することとされているが、覚書第4条第3項により、インターネット通販では保険料を保険会社へ送金することを要しないとされている。これにより、委託業務の範囲が変更されたものと読むことができる。</p> <p>しかし、これは「保険募集の業務」に係る委託される業務の本質に関わるものを変更したものではないことから、「重要な事項」の変更・補充には該当しない。</p>
---	---	--	---

		<p>(保険料の送金)</p> <p>第6条 代理店が責任保険契約を締結したときは、遅滞なく、責任保険契約申込書、責任保険契約入金通知書および保険料集計表をもって会社に契約内容を報告するとともに、保険料を会社に送金しなければならない。</p> <p>2 委託契約書第6条第2項の規定にかかわらず、保険料を会社へ振込む場合の振込手数料は会社が負担するものとする。</p>	
<p>第5条 インターネットによる通信販売により締結した責任保険契約に係る代理店手数料は、甲がクレジットカード会社からの当該責任保険契約の保険料相当額の領収を確認の後に、甲から乙に対してこれを支払うものとする。</p> <p>2 インターネットによる通信販売により生じた次の費用については、乙の負担とする。</p> <p>(1) 乙が使用するインターネットホームページの作成および維持に係る費用</p> <p>(2) クレジットカードにより保険料を決済した場合におけるクレジットカード会社に対するカード手数料およびオー</p>	<p>●責任保険契約に係る代理店手数料は、委託契約書第3条第2項では、代理店が領収した保険料のうち所定の代理店手数料を差し引いた金額を保険会社に払い込む手続きの中で、代理店に支払われる形になっているが、インターネット通販の場合はクレジットカードによる領収に限定され、委託契約書第3条第2項の手続きが採られないため、会社がクレジットカード会社に対して当該責任保険契約の保険料相当額の領収を確認の後に、会社が代理店に対して支払うこととした。</p> <p>●委託契約書第6条第2項では、会社は、代理店手数料を除き、委託業務に関する諸経費等名目の如何にかかわらず支払わない旨を規定しているが、インターネット通販により生じた費用は代理店負担となることについて、念のため、確認を行っているものである。</p>	<p>(保険契約の締結)</p> <p>第3条 代理店は、責任保険の契約の申し込みを受けたときは、会社の代理人として保険契約を締結しなければならない。ただし、下記各号の場合には、保険契約を締結してはならない。</p> <p>(1) 保険料の全額の支払いがないとき</p> <p>(2) 保障法第20条各号の事項について不実のことを告げたことが明らかであるとき。</p> <p>2 代理店は、責任保険契約を締結したときは、責任保険証明書の用紙に所定事項を記入し、領収した保険料より第6条に定められた代理店手数料を差し引いた正味保険料をただちに会社または会社の指定する金融機関に払い込み、その領収印を受けた責任保険証明書ならびに保険料領収証を保険契約者に交付しなければならない。</p> <p>3 代理店は、責任保険契約を締結したときは、会社の定めるところに従いその都度ただちに申込書を会社に送付する。</p>	<p>●原契約書第3条第2項により、代理店手数料は代理店が契約者から受領した保険料を保険会社に払い込む際に控除することにより支払われることとされているが、覚書第5条第1項では、保険会社のほうから代理店に対して支払うこととされている。これにより、「対価の支払方法」が変更されたものと読むことができる。</p> <p>従って、原契約書に対する変更と看做すことができ、かつ、変更の内容は「対価の支払方法」であり、「重要な事項」の変更には該当する。</p> <p>●覚書第5条第2項は、原契約書第6条第2項の内容がインターネット通販の場合にも当てはまることを念のため確認した規定である。従って、原契約書の変更・補充には該当しない。</p>

<p>ソリゼーションに係る費用 (3) 第2条第1項に定める手続きを行うに際して要した送料等 (4) その他インターネットによる通信販売により生じた費用で乙が負担すべき費用</p> <p>3 甲が、前項第2号および第3号の費用について負担した場合は、甲は第1項に定める代理店手数料支払時において、これを控除して支払うものとする。また、代理店手数料で不足する場合には、乙は甲に対してその不足額を支払わなければならない。</p>	<p>●インターネット通販で代理店負担とされている費用を保険会社が立て替えた場合の精算方法を規定している。</p>	<p>(代理店手数料) 第6条 会社は、代理店が取り扱った責任保険契約につき領収した保険料に対し別に定める代理店手数料を支払う。 2 会社は、前項の代理店手数料を除き、委託業務に関する諸経費等名目の如何にかかわらず支払わない。</p>	<p>●覚書第5条第3項は、インターネット通販で代理店負担とされている費用を保険会社が立て替えた場合の精算方法を規定している。原契約書の補充に当たるが、補充の内容は重要事項（「委託される業務又は事務の範囲、対価の支払方法、契約期間」）に該当しない。</p>
<p>第6条 代理店委託契約が解除されたとき、もしくは同委託契約が効力を失ったときは、本覚書の効力も失う。</p> <p>2 甲および乙は、60日前までに書面により予告をし、本覚書を解除することができる。</p> <p>3 甲は、前項によるほか、乙がこの覚書に定める条項に違反したときは、即時に本覚書を解除することができる。</p> <p>4 第1項による本覚書の失効ならびに第2項および第3項による本覚書の解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じるものとする。</p>	<p>●委託契約の解除・失効の場合には、覚書も失効する旨を規定している。</p> <p>●保険会社および代理店が覚書を解除できる場合を規定している。</p> <p>●保険会社が覚書を解除できる場合を規定している。</p> <p>●覚書解除の効果が及ぶ期間を規定している。</p>	<p>(本契約の期限・解除) 第20条 本契約は、無期限とする。ただし、次に掲げる事由が発生した場合は、自動的に終了する。 (1) 代理店登録が取り消された場合 (2) 代理店業務を廃止した場合 2 代理店と会社は、双方の合意により、本契約を解除することができる。 3 代理店または会社は、60日前に文書により予告して、本契約を解除することができる。 4 会社は、次の各号に掲げる事由の場合には、文書により通知し、何時でも本契約を解除することができる。 (1) 代理店が、本契約締結時前3年以内に、保険料または保険金の流用・費消等、損害保険業務に関して著しく不適当な行為を行ったこと、その他、本契約の締結時点で保険業法第279条に定める代理店登録拒</p>	<p>●覚書第6条は、保険会社と代理店の間で初めて結ばれる覚書の取扱いを規定するもので、原契約書にない契約関係を補充するものだが、補充の内容は重要事項（「委託される業務又は事務の範囲、対価の支払方法、契約期間」）に該当しない。</p>

		<p>否事由に該当していたことが判明した場合</p> <p>(2) 代理店が、継続して委託業務を自 ら行わない場合</p> <p>(3) 代理店が、保険契約者または被保 険者の利益を害した場合</p> <p>(4) 代理店が、会社の信用を傷つけた 場合または会社の業務を妨害した 場合</p> <p>(5) その他代理店が、本契約書の規定 に違反した場合</p> <p>5 前各項において、本契約が終了また は解除された場合、代理店は、ただちに 会社に対して事務の引き継ぎを行い、第 10条に定める会社の所有物を返還す るとともに、未精算勘定がある場合は、 遅滞なく会社に精算する</p>	
--	--	--	--

以上